



小型特殊自動車(農耕作業用など)は ナンバープレートの取得が必要です



農耕用トラクタやコンバイン、田植え機、農耕用薬剤散布車、場内作業用のフォークリフトなどで乗用設備を備えた小型特殊自動車は、公道を走行するかしないかに関わらず、ナンバープレートを取り付けることが法律で義務付けられています。

購入や譲渡などで車両を所有される場合や、ナンバープレートのついていない車両をお持ちの場合は、必ず加賀市税料金課でお手続きをお願いします。

◎小型特殊自動車について

小型特殊自動車の区分	対象車両	長さ	幅	高さ	最高速度	年税額
農耕作業用	農耕用トラクタ、田植え機、コンバイン、農業用薬剤散布車など	制限なし	制限なし	制限なし	35km/h未満	2,400 円
その他	フォークリフト、ショベルローダー、タイヤローラー、ロードローラーなど	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下	15km/h以下	5,900 円

※ 1. その年の4月1日時点で小型特殊自動車を所有している場合に、上記の軽自動車税(種別割)が定置場の市町村で課税されます。

※ 2. 上記の要件を1つでも超えると、大型特殊自動車となり、固定資産税「償却資産」の申告が必要です。軽自動車税「種別割」ではなく、固定資産税「償却資産」の課税対象となります。

※ 3. 乗用設備を備えていない『けん引式農作業機(マニュアルプレッダ、スプレーヤなど)』は、けん引車である農耕用トラクタが最高速度 35km/h未満の場合は小型特殊自動車(農耕用)の対象になります。

◎ 申告に必要なもの

- ①届出者の身分証明書
- ②販売証明書(販売業者から購入の場合)もしくは譲渡証明書(個人間でのやりとりの場合)
- ③車名(メーカー名)・車台番号・排気量分かるもの

【問い合わせ先】

加賀市役所税料金課 税料制グループ

TEL(0761)72-7814

